

昭和二十四年法律第百四十八号

教育職員免許法施行法抄

(旧令による教員免許状を有する者についての特例)
第一項 日本国立学校令(昭和二年三月内閣令第百四一八号)

第十四号 旧国巨字園令（昭和十六年勅令第百四十九号）旧教員免許令（明治二十三年敕令第百三号）又は旧幼稚園令（大正十五年勅令第七十四号）の規定により授与された次の表の上欄各号に掲げる教員免許状を有する者は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）「免許法」という。第五条第一項本文の規定にかかるらず、それぞれその下欄に掲げる教員の免許状を有するものとみなす。

					五
一 十	九 八	七 六 五	七 六 五	七 六 五	旧大学令による学士の称号を有する者で、三年以上下欄に掲げる相当学校の教員（下欄に掲げる各学校的教員に相当するものとして、文部科学省令で定める旧令による学校の教員を含む。第七号の場合においても同様とする。）として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するもの（表の第十五号の上欄に掲げる者を除く。）
教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一号）（以下「学校教育法施行時免許状」）による青年学校の教員であつた者による青年学校の教員である。前条の表又はこの表の上欄の各号の一に該当しない者で、旧大学令による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条に規定する教員養成諸学校（以下「教員養成諸学校」という。）の教員の経歴を有する者	九 八 七 六 五	旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科（以下「高等学校高等科」という。）若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「専門学校」という。）を卒業した者は旧大学令による大学予科（以下「大学予科」という。）を修了した者の表の第十五号の上欄に掲げる者を除く。）	旧高等学校令による高等学校高等科（以下「高等学校高等科」という。）若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「専門学校」という。）を卒業した者は旧大学令による大学予科（以下「大学予科」という。）を修了した者の表の第十五号の上欄に掲げる者を除く。）	旧高等学校令による高等学校高等科（以下「高等学校高等科」という。）若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「専門学校」という。）を卒業した者は旧大学令による大学予科（以下「大学予科」という。）を修了した者の表の第十五号の上欄に掲げる者を除く。）	旧大学令による学士の称号を有する者で、三年以上下欄に掲げる相当学校の教員（下欄に掲げる各学校的教員に相当するものとして、文部科学省令で定める旧令による学校の教員を含む。第七号の場合においても同様とする。）として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するもの（表の第十五号の上欄に掲げる者を除く。）
文部大臣の指定した者	九 八 七 六 五	旧国民学校令による国民学校専科教員免許状を有する者で、専門学校に準ずる各種学校を卒業したるもの	旧国民学校令による国民学校専科教員免許状を有する者で、五年以上下欄に掲げる相当学校の教員（文部科学省令で定める旧令による学校の教員を含む。）として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するもの	旧国民学校令による国民学校初等科教員免許状を有する者で、五年以上下欄に掲げる相当学校の教員（文部科学省令で定める旧令による学校の教員を含む。）として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するもの	旧国民学校令による国民学校初等科教員免許状、高等女学校教員免許状、実業学校教員免許状、高等女学校高等科及び専攻科教員免許状又は高等学校教員免許状を有する者又はこの表の第二号、第三号、第十二号若しくは第十五号の上欄に掲げる者で、三年以上小学校の教員（文部科学省令で定める旧令による学校の教員を含む。）として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するもの
文部科学大臣の指定する教員養成機関を修了した者	九 八 七 六 五	小学校教諭の二種免許状	幼稚園及び小学校教諭の二種免許状	幼稚園及び小学校教諭の二種免許状	小学校教諭の二種免許状

第一条第一項の表の第二号、第七号若しくは第八号の上欄に掲げる教員免許状を有する者又はこの表の第二号から第四号まで、第六号、第十二号、第十五号若しくは第十五号の二の上欄に掲げる者で、昭和二十二年四月一日以後において幼稚園の教員の職にあつた者	幼稚園助教論の臨時免許状
この表の前号の上欄に掲げる者で、三年以上幼稚園の教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するもの	幼稚園教論の二種免許状
備考 この表中「実務証明責任者」とは、学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校の教員にあつては免許法第二条第三項に規定する所轄庁、学校教育法第二条第二項に規定する私立学校的教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）の理事長をいう。	各相当の臨時免許状
五百六十条の十五及び五百六十条の十七の規定により、助教論免許状を有するものとみなされた者	五百六十条の二、五百六十条の四、五百六十条の八、五百六十条の十、五百六十条の十二、五百六十条の十五及び五百六十条の十七の規定により、助教論免許状を有するものとみなされた者

1 この法律は、公布の日から施行する。 附則（昭和三一年五月三一日法律第一四四号）抄
1 この法律は、公布の日から施行する。 附則（昭和二九年六月三日法律第一五九号）抄
1 この法律は、公布の日から施行する。 附則（昭和四三年六月一〇日法律第九四号）抄
1 この法律は、公布の日から施行する。 附則（昭和二八年七月三〇日法律第九二号）抄
1 この法律は、公布の日から施行する。 附則（昭和二九年六月三日法律第一五九号）抄

二 学校教育法施行規則第一百条、第二百二条、第三百三条の二、第三百五条、第三百六条の二、第三百六条の四、第三百六条の八、第三百六条の十、第三百六条の十二、第三百六条の十五及び第三百六条の十七の規定により、助教論免許状を有するものとみなされた者
二 学校教育法施行規則第一百条、第二百二条、第三百三条の二、第三百五条、第三百六条の二、第三百六条の四、第三百六条の八、第三百六条の十、第三百六条の十二、第三百六条の十五及び第三百六条の十七の規定により、助教論免許状を有するものとみなされた者

第三条 前条の表の第二十二号及び第二十三号の規定により、視覚障害者に関する教育又は聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者については、当分の間、免許法第三条第三項の規定にかかわらず、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有することを要しないものとする。

第四条及び第五条 削除

第六条 第二条に規定する教育職員検定における学力の検定は、第二条の表の各号の上欄に掲げる

第三条 前条の表の第二十二号及び第二十三号の規定により、視覚障害者に関する教育又は聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者については、当分の間、免許法第三条第三項の規定にかかわらず、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有することを要しないものとする。

第七条から第九条まで 削除

第一条 第二条に規定する教育職員検定における学力の検定は、第二条の表の各号の上欄に掲げる

第三条 前条の表の第二十二号及び第二十三号の規定により、視覚障害者に関する教育又は聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者については、当分の間、免許法第三条第三項の規定にかかわらず、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有することを要しないものとする。

附 則 抄

第一条 第二条に規定する教育職員検定における学力の検定は、第二条の表の各号の上欄に掲げる

第三条 前条の表の第二十二号及び第二十三号の規定により、視覚障害者に関する教育又は聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者については、当分の間、免許法第三条第三項の規定にかかわらず、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有することを要しないものとする。

附 則 （昭和二十五年八月四日法律第二三四号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二六年三月三一日法律第一一四号）

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則 （昭和二十五年五月二三日法律第二〇〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

旧免許状	新免許状
小学校教諭、中学校教諭、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭、幼稚園教諭及び養護教諭	一級普通免許状
二級普通免許状	二種免許状

高等学校教諭

備考	一級普通免許状	二級普通免許状	專修免許状
----	---------	---------	-------

5 第二条の規定による改正後の教育職員免許法施行法（以下「新施行法」という。）第一条若しくは第二条の規定若しくは第三条の規定による改正後の教育職員免許法の一部を改正する法律附則第十項の規定により一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。以下この項において同じ。）の交付若しくは授与を受けることができる者、附則第二項の規定により一種免許状の授与を受けたものとみなされる者又は前項の規定により一種免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者で、昭和六十五年四月一日前に大学院（大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程を含む。）に在学し、昭和六十八年三月三十日までに修士の学位を得たもの（大学の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上を修得した者を含む。）は、新法別表第一又は別表第二に規定する専修免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

6 新施行法第一条若しくは第二条の規定若しくは第三条の規定による改正後の教育職員免許法の一部を改正する法律附則第十項の規定により一種免許状の交付若しくは授与を受けることができるとする者、附則第二項の規定により一種免許状の交付若しくは授与を受けたものとみなされる者又は附則第四項の規定により一種免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者が、新法別表第一又は別表第二の規定により一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状に係る第三欄に定める単位数（別表第二の場合については、イの項に係る単位数）は、既に修得したものとみなす。

7 新施行法第一条若しくは第二条の規定、第三条の規定による改正後の教育職員免許法の一部を改正する法律附則第十項の規定により一種免許状の交付若しくは授与を受けることができるとする者、附則第二項の規定により二種免許状の交付若しくは授与を受けたものとみなされる者又は附則第四項の規定により二種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち二種免許状に係る同欄に定める単位数（別表第二の場合については、イの項に係る単位数）は、既に修得したものとみなす。

8 この法律の施行の際現に教育職員である者についての学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第二条の規定による改正後の教育職員免許法別表第一特別支援学校教諭の項中一種免許状に係る同表第二欄に掲げる基礎資格については、学士の学位を有することを要しない。

附 則（平成元年一月七日法律第六七号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成三年四月二日法律第二三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

附 則（平成三年四月二日法律第二五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

附 則（平成一九年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

第一次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条の規定

二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

公布の日

附 則（平成一四年六月七日法律第六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一五年七月一六日法律第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。（教育職員免許法施行法の一部改正に伴う経過措置）

附 則（平成一八年六月二一日法律第八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

附 則（平成一八年六月二一日法律第八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。（政令で定める）

附 則（平成一九年六月二七日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一九年六月二七日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二十二年四月一日法律第十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二十二年四月一日法律第十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二十二年四月一日法律第十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。